

安全管理員

放課後子ども教室推進事業の経緯

文部科学省では、平成16年度から18年度まで緊急3ヵ年計画として、「地域子ども教室推進事業」を実施していたが、平成19年度からは「地域子ども教室推進事業」の国の支援の仕組みや内容を変更して、「放課後子ども教室推進事業」として実施している。

具体的には、小学校の余裕教室等を活用し、地域の多様な人々の参画を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施している。事業の主な実施主体は市町村となっており、国は各地域での取り組みに対して補助をしている。

これと並行して、子どもが犠牲となる犯罪・凶悪事件が相次いで発生し社会問題化したことや、子どもを取り巻く家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、平成18年5月に「放課後子どもプラン」が創設された。「放課後子どもプラン」は、地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施するものである。

◆関連サイト

○放課後子どもプラン ホームページ

<http://www.houkago-plan.go.jp/index.html>

→放課後子ども教室推進事業

<http://www.houkago-plan.go.jp/houkago/index.html>

安全管理員とは

平成18年度までの「地域子ども教室推進事業」では、PTA関係者、退職教員、大学生、青少年・社会教育団体関係者など、地域住民の多くがボランティアとして参加し、安全管理面に配慮しながら、子どもたちを見守り、その中で様々な活動が展開されていた。

これに対し、平成19年度からの「放課後子ども

教室推進事業」においては、地域の方々に協力を呼びかける中で、さらに具体的に役割が示されている。その役割は、「コーディネーター」「安全管理員」「学習アドバイザー」の三役で、いずれも有償ボランティアである。（報酬金額は地域により異なる）

三役の中の「安全管理員」は、文字通り子どもたちの安全管理を図る役割を担っている。具体的には、放課後子ども教室における学習活動、スポーツや文化芸術などの体験活動、地域の大人や異年齢の子どもとの交流活動、様々な遊びの活動などに、子どもたちが安全に参加できるよう配慮することが、安全管理員の仕事である。

安全管理員研修会の事例

「安全管理員」が、その役割をきちんと果たすことができるように、安全管理員を対象とした研修会が各地域で実施されている。

その主体は教育委員会であることが多い。なお、内容は、以下のようなものである。

○放課後子ども教室の現場の状況（現状把握）と

課題抽出をするワークショップ形式の研修会

○KYT（危険予知トレーニング）の実践

○救急救命講習

（三角巾の使い方、心肺蘇生、AED講習など）

○情報交換・情報共有・事例発表会

○専門家の講義

（放課後子ども教室推進事業の意義や、子どもの居場所の環境づくりについてなど）

安全管理員になりたい場合

安全管理員を引き受けてみたいという場合は、最寄りの市区町村役場や教育委員会に問い合わせるとよい。また、市区町村によってはホームページ等に募集内容が掲載されているので参考にするとよい。